

令和元年度版

自転車安全整備技能検定

学科試験問題集

公益財団法人 日本交通管理技術協会

令和元年度A問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車活用推進法では、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を10月の体育の日、自転車月間を10月1日から同月31日までと定めている。
- 問2 普通自転車を運転している13歳未満の子供、70歳以上のお年寄り、身体の不自由な人は、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。
- 問3 現在国内で使用されている軽快車のタイヤの多くは「WOタイヤ」で、これに対して、マウンテンバイクやマウンテンバイク類型車には「HEタイヤ」が多く使われており、これらのタイヤは互換性がある。
- 問4 TSマーク付帯保険の有効期間は、TSマークに記載された日から1年間で、TSマークには、点検年月日と点検整備した自転車安全整備店の登録番号を記載する。
- 問5 インナワイヤプライヤは、ブレーキ、ディレーラなどのワイヤの切断に使用する工具である。
- 問6 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。

問7 普通自転車の車体の大きさの測定方法は、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品は含めない。

問8 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、歩行者と同じく、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。

問9 チェーンは、ギヤクランクを正方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問10 T Sマーク付帯保険の対象は、T Sマークが貼付された自転車で、保険の有効期間中に限られる。また、事故は道路上で起きたものに限られる。

問11 環状交差点で左折、右折、直進、転回するときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿って十分速度を落として通行しなければならない。

問12 ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、40cm（幼児用自転車は、30cm）を超えてはならないが、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りではないとされている。

問13 T Sマークは、シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車でも貼付できる。

問14 安全付属部品の性能等のうち前照灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方15mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、前照灯の色は、白色又は淡黄色とされている。

問15 自転車で走行中、交差点又はその付近において緊急自動車近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左端によって一時停止しなければならない。それ以外の場所は、道路の左端に寄って進路を譲らなければならない。

問16 部品の取付けの中で、反射器材はリヤリフレクタとし、リヤリフレクタ又は尾灯は、その頂点が後車輪のハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より7.5cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていること。

問17 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約30度上に上げ、手を離れたときに、車輪が振り運動をするか確認する。

問18 自転車安全整備店において、自転車安全整備士でない者が自転車を点検又は整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

問19 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には、「信号無視」、「一時不停止」、「酒酔い運転」などがあるが、「安全運転義務違反」もその対象である。

問20 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅60cmを超えてはならないことになっており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部があってはならないこととされている。

問21 安全付属部品の性能のうち、反射器材の色及び性能については、自転車に取り付けられた場合、夜間後方50メートルの距離から、反射光を容易に確認できるもので反射光の色は、橙色又は赤色となっている。

問22 自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。

問23 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問24 TSマーク付帯保険の傷害補償は、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が国内の事故によって、事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合に、保険金が支払われる。

問25 点検整備に使用する工具のうち、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよい。

問26 自転車は、信号機のない交差点を右に曲がる時は、後方の安全を確かめ、早めに右に曲がる合図を行い、できるだけ道路の左端に寄って、交差点を進み、さらに安全確認を行い、十分速度を落として曲がらなければならない。

問27 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車基本法）の中では、「自転車の小売りを業とする者は、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。」とされている。

問28 普通自転車は、一つの運転者席以外の乗車装置を備えていないこと（幼児用座席を除く）とされている。

問29 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。

問30 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが必要である。また、後写鏡を装備する場合は、運転操作を妨げず、かつ、歩行者等に危害を及ぼさないようにしなければならない。

問31 ブレーキ、チェンジギヤ装置などに使用するワイヤ類は、適切な長さで、著しいたるみ、極端な曲がり、折れ、さび、ほつれなどのないことを確認し、必要な場合は交換する。

問32 自転車安全整備店として登録を受けた者には、登録番号及び有効期限が記入された「自転車安全整備店登録番号標証」が交付されるので、自転車安全整備店章に貼付するとともに、整備店の見やすい場所に掲出すること。

問33 駆動補助機付自転車の電動機の補助比率は、10km/h 未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h 以上25km/h 未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h 以上ではゼロとなる。

問34 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。

問35 自転車は、すぐに移動でき、自動車ほど道路の邪魔にならないので、どこに駐車しても支障はない。

問36 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問37 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/h のとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問38 普通自転車の部品構成表の駆動装置は、ギヤクランク、ペダル、チェーン、フリーホイールとなっている。

問39 TSマーク付帯保険の保険契約は、自転車の所有者等が個別に保険会社と契約する必要はなく、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものである。

問40 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、左右の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認して、道路を斜めにわたる。

問41 警音器(ベル)の性能の点検方法は、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

問42 自転車安全整備店の登録を受けた者で、TSマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しをされた場合、一定の期間が経過すれば、再登録の申請ができる。

問43 携帯電話を片手に通話やメール等の操作をしたり、ヘッドホンの使用などにより外の音が十分に聞こえない状態で自転車を運転することは、不安定になったり、周囲の交通状況への注意がおろそかになるのではではない。

問44 警音器(ベル)は、歩道を走行中、歩行者に自転車の接近を知らせるときに鳴らさなければならない。

問45 駆動補助機付自転車を発進、加速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合において、各運転態様のつながりが円滑であれば、時間応答性は問わない。

問46 補助車輪の付いた幼児用自転車は、普通自転車に適合していても、TSマークを貼付することができない。

問47 駆動補助機付自転車の原動機の基準は、電動機以外の原動機を備えていてもよいとされている。

問48 児童又は幼児を保護する責任のある者が、幼児用座席に幼児を乗車させて運転する場合は、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせる必要はない。

問49 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に部品交換ができ、修理ができる構造でなければならない。

問50 TSマーク付帯保険は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害は補償されない。

令和元年度 B 問題

問題は、問 1 から問 50 まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HB の黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

問 1 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には、「信号無視」、「一時不停止」、「酒酔い運転」などがあるが、「安全運転義務違反」もその対象である。

問 2 点検整備に使用する工具のうち、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよい。

問 3 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ 190 cm、幅 70 cm を超えてはならないことになっており、また、車体の構造の要件の 1 つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部があってはならないこととされている。

問 4 TS マーク付帯保険の保険契約は、自転車の所有者等が個別に保険会社と契約する必要はなく、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社とが締結しているものである。

問 5 駆動補助機付普通自転車の原動機の基準は、電動機以外の原動機を備えていないこととされている。

問 6 自転車で走行中、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左端によって一時停止しなければならない。それ以外の場所は、道路の左端に寄って進路を譲らなければならない。

問7 駆動補助機付自転車の電動機の補助比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。

問8 補助車輪の付いた幼児用自転車は、普通自転車に適合していても、TSマークを貼付することができない。

問9 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、車道の左端に沿って通行しなければならない。

問10 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問11 安全付属部品の性能のうち、反射器材の色及び性能については、自転車に取り付けられた場合、夜間後方100メートルの距離から、反射光を容易に確認できるもので反射光の色は、橙色又は赤色となっている。

問12 スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね3等分する3カ所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。

問13 バルブドライバーは、仏式(フレンチタイプ)のバルブの中にあるバルブコアの着脱に使用する専用工具である。

問14 自転車安全整備店において、自転車安全整備士でない者が自転車を点検又は整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

問15 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、左右の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認して、道路を斜めにわたる。

問16 TSマーク付帯保険は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損害は補償されない。

問17 自転車で道路を走行中、前方に幼児や老人や身体の不自由な人が歩いているときは、危険のないように一時停止するか、十分速度を落として通行の妨げにならないようにしなければならない。

問18 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。

問19 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが必要である。また、後写鏡を装備する場合は、後方の安全確認が容易にできる位置であればよい。

問20 普通自転車の部品構成表の駆動装置は、ギヤクランク、ペダル、チェーン、フリーホイールとなっている。

問21 自転車は、対面する信号機に従わなければならないが、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤色であっても、右折用の青の矢印が表示されていれば、自動車と同じ方法で右折することができる。

問22 携帯電話を片手に通話やメール等の操作をしながらの自転車を運転してはならないが、ヘッドホンを聞きながらの運転は、外の音が聞こえなくても、周囲の交通状況に十分注意すれば、問題はない。

問23 自転車安全整備店の登録を受けた者で、TSマークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しをされた場合は、再登録の申請ができない。

問24 TSマーク付帯保険の対象は、TSマークが貼付された自転車で、保険の有効期間中に限られる。また、事故は道路上で起きたものに限られる。

問25 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造でなければならない。

問26 環状交差点で左折、右折、直進、転回するときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿って十分速度を落として通行しなければならない。

問27 自転車活用推進法では、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を5月5日、自転車月間を5月1日から同月31日までと定めている。

問28 TSマーク付帯保険の傷害補償は、TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人が国内の事故によって、事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害（自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。）を被った場合に、保険金が支払われる。

問29 普通自転車は、一つの運転者席以外の乗車装置を備えていないこと（幼児用座席を除く）とされている。

問30 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。

問31 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。

問32 現在国内で使用されている軽快車のタイヤの多くは「WOタイヤ」で、これに対して、マウンテンバイクやマウンテンバイク類型車には「HEタイヤ」が多く使われており、これらのタイヤは互換性はない。

問33 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問34 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車基本法）の中では、「自転車の小売りを業とする者は、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。」とされている。

問35 ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、50cm（幼児用自転車は、40cm）を超えてはならないが、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りではないとされている。

問36 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約30度上に上げ、手を離れたときに、車輪が動かないことを確認する。

問37 普通自転車を運転している13歳未満の子供、65歳以上のお年寄りは、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問38 自転車は、信号機のない交差点を右に曲がるときは、後方の安全を確かめ、早めに右に曲がる合図を行い、できるだけ交差点の中心を通るなど最短距離で曲がるようにする。

問39 警音器（ベル）は、歩道を走行中、歩行者に自車の接近を知らせるときに鳴らさなければならない。

問40 普通自転車の型式認定番号が表示されていない駆動補助機付自転車であっても、普通自転車の基準に適合していれば、T Sマーク貼付の対象自転車となる。

問41 普通自転車の車体の大きさの測定方法は、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品を含める。

問42 チェーンは、ギヤクランクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問43 T Sマークは、シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車には貼付できない。

問44 自転車安全整備店として登録を受けた者には、登録番号及び有効期限が記入された「自転車安全整備店登録番号標証」が交付されるので、自転車安全整備店章に貼付するとともに、整備店の見やすい場所に掲出すること。

問45 部品の取付けの中で、反射器材はリヤリフレクタとし、リヤリフレクタ又は尾灯は、その頂点が後車輪のハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より5.5 cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていること。

問46 安全付属部品の性能等のうち前照灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方15 mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、前照灯の色は、白色又は淡黄色とされている。

問47 駆動補助機付自転車を発進、加速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合において、各運転態様のつながりが円滑であれば、時間応答性は問わない。

問48 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、ねじは強く締めるほうがよい。

問49 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に自転車乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

問50 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

令和元年度 C 問題

問題は、問 1 から問 50 まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所を、HB の黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問 1 駆動補助機付自転車を発進、加速、減速、惰行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行させた場合において、各運転態様のつながりが円滑であること、短時間でも自走しないことという二つの基準を満たせばよい。
- 問 2 自転車安全整備店の登録を受けた者で、TS マークを不適正に貼付したことにより、登録の取消しをされた場合は、再登録の申請ができない。
- 問 3 自動車は、交差点又はその付近において緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左端によって一時停止しなければならないが、自転車の場合は、徐行すればよい。
- 問 4 ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、50 cm（幼児用自転車は、40 cm）を超えてはならないが、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りではないとされている。
- 問 5 自転車安全整備店として登録を受けた者には、登録番号及び有効期限が記入された「自転車安全整備店登録番号標証」が交付されるので、自転車安全整備店章に貼付するとともに、整備店の見やすい場所に掲出すること。
- 問 6 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理をしている場合、手信号や灯火による信号が信号機の表示と違っていても、警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号の表示に従わなければならない。

問7 普通自転車は、一つの運転者席以外の乗車装置を備えていないこと（幼児用座席を除く）とされている。

問8 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、車道の左端に沿って通行しなければならない。

問9 自転車は、信号機のある交差点を右折する場合、対面する信号が赤色で、右折用の青の矢印が表示されていても、右折することはできない。

問10 ハブ部の点検では、前ホークを片手で握り、他方の手でスポークを握り、回転面に直角に動かし、ガタの有無を確認する。次に、自転車を少し持ち上げ、バルブを一番下の位置から約30度上に上げ、手を離れたときに、車輪が振子運動をするか確認する。

問11 自転車安全整備店としての登録を受けるには、自転車安全整備士の資格を有する者が勤務していれば、自転車店の店主が自転車安全整備士の資格を有していなくてもよい。

問12 普通自転車の部品構成表の駆動装置は、ギヤクランク、ペダル、チェーン、フリーホイールとなっている。

問13 普通自転車の車体の構造の点検について、サドルの数は、2以上ないことを確認する。また、サドル座面の長さは、40cm以下であることを確認する。

問14 TSマーク付帯保険の傷害補償は、TSマークが貼付されている自転車に
搭乗中の人が国内の事故によって、事故の日から1年以内に死亡又は重度後
遺障害(自動車賠償責任保険の後遺障害等級の第1級から第4級までをいう。
を被った場合に、保険金が支払われる。

問15 現在国内で使用されている軽快車のタイヤの多くは「WOタイヤ」で、こ
れに対して、マウンテンバイクやマウンテンバイク類型車には「HEタイヤ」
が多く使われており、これらのタイヤは互換性はない。

問16 TSマーク付帯保険の保険契約は、自転車の所有者等が個別に保険会社と
契約する必要はなく、公益財団法人日本交通管理技術協会と損害保険会社と
が締結しているものである。

問17 警音器(ベル)は、歩道を走行中、歩行者に自車の接近を知らせるときに鳴
らさなければならない。

問18 安全付属部品の性能のうち、反射器材の色及び性能については、自転車に
取り付けられた場合、夜間後方100メートルの距離から、反射光を容易に
確認できるもので反射光の色は、橙色のみとなっている。

問19 TSマーク付帯保険は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故及び対物損
害も補償される。

問20 携帯電話を片手に通話やメール等の操作をしたり、ヘッドホンの使用など
により外の音が十分に聞こえない状態で自転車を運転することは、不安定に
なったり、周囲の交通状況への注意がおろそかになるのではではない。

問21 自転車は、信号機のない交差点を右に曲がる時は、後方の安全を確かめ、早めに右に曲がる合図を行い、できるだけ交差点の中心を通るなど最短距離で曲がるようにする。

問22 普通自転車の点検整備基準では、普通自転車の制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問23 普通自転車の制動性能を調べる場合、前車輪と後車輪が別系統で確実に制動できること、ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状が生じないことを調べる必要がある。

問24 環状交差点で左折、右折、直進、転回するときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿って十分速度を落として通行しなければならない。

問25 駆動補助機付自転車の電動機の補助比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、1対2を超えてはならず、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなる。

問26 点検整備に使用する工具のうち、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよい。

問27 普通自転車のブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあることが必要である。また、後写鏡を装備する場合は、後方の安全確認が容易にできる位置であればよい。

問28 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令では、長さ190cm、幅60cmを超えてはならないことになっており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部があってはならないこととされている。

問29 自転車安全整備店において、自転車安全整備士でない者が自転車を点検又は整備した場合は、自転車安全整備士の資格を有する者が、安全な普通自転車であることを確認できなければ、TSマークを貼付することができない。

問30 チェーンは、ギヤクランクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

問31 安全付属部品の性能等のうち前照灯の性能については、自転車に備え付けられた場合において、前方15mにある交通上の障害物を容易に確認できるもので、前照灯の色は、白色又は淡黄色とされている。

問32 部品の取付けの中で、反射器材はリヤリフレクタとし、リヤリフレクタ又は尾灯は、その頂点が後車輪のハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より7.5cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていること。

問33 児童又は幼児を保護する責任のある者が、幼児用座席に幼児を乗車させて運転する場合は、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせる必要はない。

問34 ドラム抜きは、多段式フリーのスプロケットの着脱に用いる工具である。

問35 自転車に乗って道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、左右の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認して、道路を直角にわたる。

問36 T Sマークは、シェアサイクル等不特定多数の人が利用する自転車や業務で使用する自転車でも貼付できる。

問37 普通自転車の車体の大きさの測定方法は、長さはフレーム中心面に平行かつ水平に、幅はフレーム中心面に垂直かつ水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品は含めない。

問38 自転車安全整備店として登録するための適正な事業所の基準は、自転車の点検及び整備を行うための作業場が15平方メートル以上確保され、かつ、当該作業場は道路から容易に自転車を持ち込めるものであることが必要で、自転車の点検整備のために必要な工具を備え付けていなければならない。

問39 駆動補助機付自転車と普通自転車の双方の型式認定を受けた駆動補助機付普通自転車には、型式認定番号が表示されているので、点検及び整備に際しては、型式認定番号を確認すること。

問40 補助車輪の付いた幼児用自転車でも、普通自転車に適合していれば、T Sマークを貼付することができる。

問41 駆動補助機付普通自転車の原動機の基準は、電動機以外の原動機を備えていないこととされている。

問42 自転車は、進行方向にかかわらず道路の両側に設けられた路側帯を通行できる。

問43 駆動補助機付自転車の電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に部品交換ができ、修理ができる構造でなければならない。

問44 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車基本法）の中では、「自転車の小売りを業とする者は、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。」とされている。

問45 自転車活用推進法では、国民に広く自転車の活用の推進と理解を深めるため、自転車の日を10月の体育の日、自転車月間を10月1日から同月31日までと定めている。

問46 自動車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自動車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならないが、自転車の場合、軽微な事故は、相手と合意があれば、必要はない。

問47 普通自転車を運転している13歳未満の子供、65歳以上のお年寄りは、自転車歩道通行可の標識や標示のない歩道でも、普通自転車に乗車したまま通行することができる。

問48 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には、「信号無視」、「一時不停止」、「酒酔い運転」などがあるが、「安全運転義務違反」もその対象である。

問49 夜間、自転車の前照灯を点灯して走行するのは、前方の安全を確認するためのものであるから、街灯がある場合は、前照灯を点灯しなくてもよい。

問50 T S マーク付帯保険の対象は、T S マークが貼付された自転車で、保険の有効期間中に限られる。また、事故は道路上で起きたものに限られる。

令和元年度 学科試験問題解答

| 番号 | A問題 | B問題 | C問題 | 番号 | A問題 | B問題 | C問題 |
|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 1 | × | ○ | × | 26 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | ○ | 27 | ○ | ○ | × |
| 3 | × | × | × | 28 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | × | ○ | × | 29 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | × | ○ | ○ | 30 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | ○ | ○ | ○ | 31 | ○ | ○ | × |
| 7 | × | × | ○ | 32 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | × | × | ○ | 33 | × | ○ | × |
| 9 | × | ○ | ○ | 34 | ○ | ○ | × |
| 10 | × | × | ○ | 35 | × | × | ○ |
| 11 | ○ | ○ | ○ | 36 | × | × | ○ |
| 12 | ○ | ○ | ○ | 37 | ○ | × | × |
| 13 | ○ | × | × | 38 | ○ | × | × |
| 14 | × | ○ | × | 39 | ○ | × | ○ |
| 15 | ○ | × | ○ | 40 | × | ○ | ○ |
| 16 | ○ | ○ | ○ | 41 | × | ○ | ○ |
| 17 | ○ | ○ | × | 42 | × | ○ | × |
| 18 | ○ | ○ | × | 43 | ○ | × | × |
| 19 | ○ | × | × | 44 | × | ○ | ○ |
| 20 | ○ | ○ | ○ | 45 | × | × | × |
| 21 | × | × | × | 46 | × | × | × |
| 22 | × | × | ○ | 47 | × | × | × |
| 23 | ○ | ○ | ○ | 48 | × | × | ○ |
| 24 | ○ | × | ○ | 49 | × | ○ | × |
| 25 | ○ | ○ | × | 50 | ○ | × | × |